

砥 部 町 議 会
平 成 2 1 年 第 3 回 臨 時 会
会 議 録

平成21年第3回臨時会 会議録

招集年月日	平成21年4月30日																		
招集場所	砥部町議会議事堂																		
開 会	平成21年4月30日 午後1時30分 議長宣告																		
応 招 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 佐々木隆雄</td> <td>2 番 森永茂男</td> <td>3 番 松崎浩司</td> </tr> <tr> <td>4 番 大平弘子</td> <td>5 番 西岡利昌</td> <td>6 番 山口元之</td> </tr> <tr> <td>7 番 政岡洋三郎</td> <td>8 番 栗林政伸</td> <td>9 番 西村良彰</td> </tr> <tr> <td>10 番 土居英昭</td> <td>11 番 宮内光久</td> <td>12 番 井上洋一</td> </tr> <tr> <td>13 番 中村茂</td> <td>14 番 中島博志</td> <td>15 番 平岡文男</td> </tr> <tr> <td>16 番 三谷喜好</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司	4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之	7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰	10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一	13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男	16 番 三谷喜好		
1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司																	
4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之																	
7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰																	
10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一																	
13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男																	
16 番 三谷喜好																			
不 応 招 議 員	なし																		
出 席 議 員	出席議員は、応招議員の16名																		
欠 席 議 員																			
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>中村 剛志</td> <td>副町長</td> <td>佐川 秀紀</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>佐野 弘明</td> <td>総務課長</td> <td>原田 公夫</td> </tr> <tr> <td>企画財政課長</td> <td>松下 行吉</td> <td>戸籍税務課長</td> <td>武智 充吉</td> </tr> <tr> <td>産業建設課長</td> <td>相田由紀夫</td> <td>教育委員会事務局長</td> <td>藤田 正純</td> </tr> </table>	町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀	教育長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫	企画財政課長	松下 行吉	戸籍税務課長	武智 充吉	産業建設課長	相田由紀夫	教育委員会事務局長	藤田 正純		
町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀																
教育長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫																
企画財政課長	松下 行吉	戸籍税務課長	武智 充吉																
産業建設課長	相田由紀夫	教育委員会事務局長	藤田 正純																
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平																		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。																		
議員の指名	7 番 政岡 洋三郎 8 番 栗林政伸																		
傍聴者	1人																		

平成21年第3回砥部町議会臨時会 議事日程

・開 会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 承認第1号 専決処分第1号の承認について（砥部町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第5 承認第2号 専決処分第2号の承認について（砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第6 報告第1号 専決処分第3号の報告について（道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）

日程第7 議案第39号 20学校第13号小学校地上デジタルテレビ設備（その1）物品購入契約の締結について

日程第8 議案第40号 20学校第14号小学校地上デジタルテレビ設備（その2）物品購入契約の締結について

・閉 会

平成21年第3回砥部町議会臨時会

平成21年4月30日（木）

午後1時30分開会

○議長（西村良彰） ただ今の出席議員は、16人です。定足数に達していますので、平成21年第3回砥部町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。町長より招集のあいさつがあります。中村町長。

○町長（中村剛志） 平成21年第3回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。先日行われました砥部焼まつりにおきましては、町内外から12万人を超える来場者で賑わい、売り上げも5千万円を上回るなど砥部焼まつり始まって以来の大盛況のうちに幕を閉じることができました。また、昨日は議員の皆様にもご出席頂き、新緑の銚子ダム公園におきまして農政懇談会が盛大に行われました。先人のご助力により、完成いたしました銚子ダムをみかん産業振興のために最大限活用していきたいと心新たにしたところでございます。話題を呼んでおります定額給付金でございますが、先週末で84%の申請があり、4月27日に2回目の支払いを行いました。順次支払いを進めて参りますが、給付金が効果的に使われ、町の活性化につながることを願っております。

さて、本日ご審議をお願いします案件は、専決処分3件、小学校地上デジタルテレビ設備の物品購入に係る契約議案2件であります。いずれも詳細にご説明を申し上げますので、ご議決頂けますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西村良彰） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により7番政岡洋三郎君、8番栗林政伸君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（西村良彰） 日程第2会期の決定についてを議題とします。おはかりします。本臨時会の会期は、本日開催しました議会運営委員会において、本日1日とすることに決定いたしました。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（西村良彰） 日程第3 諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より、3月末までの例月現金出納検査について適正に処理されているとの報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 承認第1号 専決処分第1号の承認について

（説明、質疑、承認）

○議長（西村良彰） 日程第4 承認第1号専決処分第1号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（武智充吉） 承認第1号専決処分第1号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成21年4月30日提出、砥部町長中村剛志。

専決第1号、砥部町税条例等の一部を改正する条例について。平成21年3月31日付で、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例及び砥部町税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分した。平成21年3月31日、砥部町長中村剛志。

条例の改正につきましては、新旧対照表で説明したいと思いますので、新旧対照表をご覧ください。まず、36条の2第4項の改正でございますが、第5号の5の2様式が追加されました。これは、寄付金税額控除の申告書が追加されたものでございます。

続きまして、47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収についての改正でございますが、次のページをお願いします。2ページでございますが、第2項が削除されました。これにつきましては、10月からはじまります町民税を年金から特別徴収する場合、年金以外の所得に係る所得割額につきましてもそれを加算して特別徴収ができることになってお

りましたが、これを削除し、年金分までの所得割額を特別徴収することとなったものでございます。以下、47条の3、47条の5につきましては、この2項が削除されたために、改正されたものでございます。

次に、4ページをお願いします。4ページの一番下の方ですが、第56条の改正でございます。下のページになりますが、ここでは固定資産税の非課税についての規定でございますが、医療関係者の要請書において公益の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充を新たに定めたものでございます。その下の58条の2の改正でございますが、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する一定の固定資産にかかる非課税措置を創設し、その申請について規定したものでございます。次に、7ページをお願いします。7ページの下の方でございますが、第7条の3の2の改正でございますが、これは住宅借入金等特別税額控除の改正でございます。平成21年から25年までに入居した者まで延長され、適用されることとなりました。また、給与所得者につきましては、給与支払い報告書等の必要な改正を行いまして、平成11年から18年まで、または21年から25年までに入居した者につきましては申告が不要となったものでございます。次に、9ページをお願いします。9ページの下の方の10条の2第2項でございますが、これは新築された認定優良住宅、いわゆる200年住宅に対する固定資産税の減額の規定が創設されました。この場合、木造住宅につきましては、5年間2分の1が減額となります。次のページをお願いします。第10条の3の阪神淡路大震災に係る固定資産税の特例が削除されました。次のページでございますが、第11条の2の改正につきましては、平成19年度または20年度に引き続き、平成22年度及び23年度につきましても、地価が下落している場合、据え置き年度であります。評価額を下落修正することとなったものでございます。次のページをお願いします。第11条の3の鉄軌道用地の価格の特例が削除されました。次の13ページの12条と次のページの13条につきましては、平成18年度から平成20年度と同じように平成21年度から23年度につきましても、宅地及び農地にかかる固定資産税の課税標準額の特例が適用され、負担調整措置が引き続き導入されることとなったものでございます。次に16ページをお願いします。16ページの16条の3から24ページの第20条の4までの改正につきましては、寄付金税額控除の寄付金限度額を算出するための所得金額の改正が行われたものでございます。以上が主な改正点でございますが、後の改正につきましては法律及び条例の改正による条文の整備でございます。以上で説明を終わらせて頂きます。ご審議のほどよろ

しく申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

承認第1号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号専決処分第1号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

#### 日程第5 承認第2号 専決処分第2号の承認について

##### (説明、質疑、承認)

○議長（西村良彰） 日程第5承認第2号専決処分第2号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（武智充吉） 承認第2号専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成21年4月30日提出、砥部町長中村剛志。

専決第2号、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。平成21年3月31日付で町税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分した。平成21年3月31日、砥部町長中村剛志。

条例の改正につきましては、新旧対照表で説明したいと思いますので、宜しくお願いします。まず第2条の第4項の改正でございますが、保険税のうち介護納付金の最高限度額が9万円でありましたのが、10万円に引き上げられたものでございます。次にその下の方でございますが、第23条の国民健康保険税の減額についての改正でございますが、次のページをお願い致します。次のページの第2項が削除されたわけでございますが、これは2割軽

減の対象者には今まで申請書を提出させて審査の上で減額をしておりましたが、今回から申請書の提出を不要としまして、一律減額をすることとなったこととございます。続きまして、その下の方の附則の第7項でございますが、これは上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の特例が新たに創設されたものであります。次の4ページをお願いします。4ページの中ほどでございますが、11項につきましても、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例が創設されました。以上が主な改正点でございます。あとは法律及び条例の改正に伴う条文整備でございます。以上で説明を終わらせて頂きます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分第2号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第6 報告第1号 専決処分第3号の報告について

(説明、質疑)

○議長（西村良彰） 日程第6報告第1号専決処分第3号の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 報告第1号専決処分第3号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成21年4月30日提出、砥部町長中村剛志。

次のページをお願いします。専決第3号についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項につ

いて次の通り専決処分したものでございます。中段のところをお願いいたします。内容でございますが、道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定める事について。砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。1・損害賠償額 10万円でございます。2・相手方 住所 伊予郡砥部町高尾田110番地8。氏名でございますが、田中純二さんでございます。事故の概要についてご説明を申し上げます。平成21年3月14日午前10時頃、砥部町高尾田110-1番の公衆用道路で、左折走行中でございますが、後部タイヤが水路上を通過したときに、水路蓋が跳ね上がったものでございまして、車体の一部を破損したものでございます。なお、損害賠償額10万円は保険対象で、10割過失で示談させて頂きました。また、公衆用道路の改修工事につきましても、完了しておるものでございます。以上で報告を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第39号 20学校第13号小学校地上デジタルテレビ  
設備（その1）物品購入契約の締結について

日程第8 議案第40号 20学校第14号小学校地上デジタルテレビ  
設備（その2）物品購入契約の締結について  
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第7議案第39号及び日程第8議案第40号の小学校地上デジタルテレビ設備物品購入契約の締結についての2件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第39号と第40号についてご説明申し上げます。議案第39号をご覧ください。20学校第13号小学校地上デジタルテレビ設備（その1）物品購入契約の締結について、次のとおり物品購入契約を締結することについて議会の議決を求める。平成21年4月30日提出、砥部町長中村剛志。

まず提案理由でございますが、2案件とも1千万円以上の動産の購入に係る契約になりますので、ここに記載しておりますように砥部町議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。内容についてでございますが、契約の目的はここにありますように小学校地上デジタルテレビ設備(その1)でございます。契約の方法は、指名競争入札、契約金額は1,449万円。うち、消費税及び地方消費税の額は69万円でございます。契約の相手方でございますが、松山市東本1丁目5番4号、南海放送音響照明株式会社、代表取締役、高市昌信でございます。契約の概要でございますが、お手元の資料の方をお願い致します。入札結果表としてお付けいたしております。その1の案件につきましては麻生、宮内小学校のデジタルテレビの整備でございます。ここにありますように、12社を指名いたしまして、南海放送音響が落札しております。予定価格に対する落札率は78%です。契約の期間は契約の日から8月の31日までとしております。

次に議案第40号ですが、次のとおり物品購入契約締結することについて議会の議決を求める、ということで、内容につきましては、契約の目的として20学校第14号小学校地上デジタルテレビ設備(その2)でございます。契約の方法は同じく指名競争入札、契約金額が1,344万円。うち、消費税及び地方消費税の額は64万円でございます。契約の相手方は松山市宮西2丁目5番19号、愛媛メディアシステム株式会社、代表取締役、森喜代子でございます。契約の概要でございますが、もう1つ付けております入札結果表をご覧ください。砥部小学校、玉谷小学校、広田小学校、高市小学校のプラズマテレビ等の整備でございます。予定価格に対する落札率でございますが、76.2%になっております。契約の期間につきましては、同じく8月31日までということになっております。以上のような内容でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長(西村良彰) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(西村良彰) 質疑なしと認めます。

討論、採決については一件ずつを行います。議案第39号20学校第13号小学校地上デジタルテレビ設備(その1)物品購入契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(西村良彰) 討論なしと認めます。

議案第39号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第39号20学校第13号小学校地上デジタルテレビ設備（その1）物品購入契約の締結については可決されました。

議案第40号20学校第14号小学校地上デジタルテレビ設備（その2）物品購入契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第40号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第40号20学校第14号小学校地上デジタルテレビ設備（その2）物品購入契約の締結については可決されました。

これで本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、慎重にご審議を賜り、上程させて頂きました議案いずれもご議決頂きました。心からお礼を申し上げます。ご議決頂きました地上デジタルテレビ設備につきましては、今後子ども達の情操教育の場で生かしていきたいと思っております。さてゴールデンウィークを前に、ずいぶん気候もよくなって参りました。家族で出掛けられることも多くなることと思っておりますが、交通事故等には充分気をつけられ、楽しい休暇を過ごして頂きたいと思っております。議員の皆様におかれましては、今後とも町政進展にご尽力、ご活躍頂きますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村良彰） 以上をもって、平成21年第3回砥部町議会臨時会を閉会します。

午後 1時 58分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 西村 良彰

議員 政岡洋三郎

議員 栗林 政伸